

## 令和3年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会日程

- 1 日 時 令和3年7月15日（木）午後6時から午後7時30分
- 2 場 所 第二庁舎801会議室
- 3 内 容
  - (1) 令和3年度第1回情報公開・個人情報保護審議会書面審議の追認について
  - (2) 令和2年度第4回及び令和3年度第1回情報公開・個人情報保護審議会の会議録の確認について
  - (3) 個人情報保有等届出状況の報告について
    - ① 各業務廃止届出
    - ② こがねい事業特別支援金支給申請書兼請求書
    - ③ アンケート調査票
    - ④ 収入申告書 ※市営受託分
    - ⑤ 収入申告書 ※高齢者住宅分
    - ⑥ 高齢者住宅同居異動届・氏名変更届
    - ⑦ 小金井市公共交通事業者継続支援金交付申請書兼請求書
    - ⑧ 奨学生出願書
    - ⑨ 学校長推薦書
    - ⑩ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会観覧者等募集関連様式
    - ⑪ 予防接種再接種費用助成金交付事業
    - ⑫ 小金井みんなの給食委員会傍聴受付記入表
    - ⑬ 学校給食調理業務に係る説明会等参加者受付記入表
    - ⑭ 事故報告書（事故報告連絡票・事故処理報告書）
    - ⑮ 小金井市高齢者救急直接通報システム事業に係る簿冊一式
    - ⑯ 小金井市高齢者救急代理通報システム事業に係る簿冊一式
    - ⑰ 小金井市高齢者住宅火災直接通報システム事業に係る簿冊一式
    - ⑱ 介護保険（要介護認定・要支援認定・認定取消）申請書  
（要介護状態等の審査判定依頼書含む。）
    - ⑲ 訪問型及び通所サービスC利用申請書
    - ⑳ 小金井市立学校における携帯型情報端末
    - ㉑ 東京都介護員養成研修事業修了者名簿

22 男性のための介護者サポーター養成講座 受講者名簿

23 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業に係る様式一式

(4) 諮問事項

諮問第18号 訪問型サービスC事業委託及び通所型サービスC事業委託について

諮問第21号 小金井市立学校における携帯型情報端末について

諮問第22号 介護職員初任者研修指定申請及び実績報告のオンライン結合について

諮問第23号 男性のための介護者サポーター養成講座委託について

諮問第24号 基幹系障害福祉システムの目的外利用について

諮問第25号 新型コロナウイルス感染症対策に係る体育施設受付業務について

(5) その他

ア 個人情報保護法の改正について

イ 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

仮野 忠 男

【委 員】

井 口 尚 志      川 井 康 晴      多 田 岳 人      立 川            明

寺 島 麻 希      中 澤 武 久      本 多 龍 雄      町 田 博 司

松 行 彬 子

【市 側】

西岡市長

加藤総務部長

<健康課>

石原健康課長

<情報システム課>

今井情報システム課長

<総務課>

高橋総務課長

中村情報公開係長  
島津情報公開係主事

【傍聴者】

1名

## 【仮野会長】

ただいまから令和3年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、審議に入る前に、白石委員が今日は都合により欠席との連絡を受けております。しかし、条例第5条の規定により、過半数の出席がありますので、当会議は成立しております。

それでは、最初に、「令和3年度第1回情報公開・個人情報保護審議会 書面審議の追認について」を行います。前回5月の審議会につきましては、委員の皆様と審議案件について書面審議を行い、これは15件ありました。仮承認とすることに同意しました。これらの案件について、当審議会として正式に承認を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。今まで特に問題がなかったということですね。仮承認したけれども、問題なかったというところではありますが、いかがでしょうか。

ありがとうございました。御意見ないようですので、令和3年度第1回情報公開・個人情報保護審議会の審議案件につきましては、正式に承認といたします。

では、「令和2年度第4回及び令和3年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について」を行います。お手元に資料が置いてあるかと存じますが、会議録の訂正部分につきまして、事務局より説明がございますので、よろしく申し上げます。

## 【事務局】

それでは、会議録の訂正でございます。

令和3年度第1回会議録につきましては、4月16日に委員の皆様へ未定稿を送付いたしまして、特に訂正箇所はございませんでした。

令和2年度第3回会議録につきましては、訂正箇所を抜粋した会議録を机の上に置かせていただきました。修正の内容ですが、38ページから39ページにかけて修正がございまして、両面刷りで表面に「修正後」、「修正前」と記載してございます。修正前の下線が引いてある部分が修正する前の該当箇所です。訂正をお願いいたします。

説明は以上です。

## 【仮野会長】

いずれも私の不規則発言を訂正したものであります。これを御承認いただけますか。恐れ入ります。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況の報告

書による報告と諮問をお願いいたします。

**【市長】**

よろしく申し上げます。

情報公開・個人情報保護審議会への報告諮問事項。初めに、令和3年5月に行われました、令和3年度第1回情報公開・個人情報保護審議会における、書面審議における報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

書面審議において御報告いたしましたのは、個人情報の届出開始に関するものが10件、届出変更に関するものが2件でした。

次に、諮問事項について。書面審議において今回諮問いたしますのは、1、個人情報保護条例第11条に基づく消防車両のドライブレコーダーに記録された運行記録の本人以外収集について、課所有庁用車のドライブレコーダーに記録された運行記録の本人以外収集について、道路観察車のドライブレコーダーに記録された運行記録の本人以外収集について。

2、個人情報保護条例第12条に基づく、児童手当受給資格者台帳及び特別児童扶養手当受給資格者台帳及び住民税課税台帳の目的外利用について。

3、個人情報保護条例第14条に基づく、基幹系健康情報システムについて、小金井市立保育園登校園管理システムについて、(仮称)子育て世帯生活支援特別給付金、その他世帯の管理システムについて。

4、個人情報保護条例第27条に基づく、安全安心メール配信システム業務委託について、地域振興券封入封緘委託について、敬老会等委託、敬老会代替事業、敬老を兼ねた見回り活動について、小金井市立保育園登校園管理システム運用委託について、保育士等キャリアアップ研修運営委託について、メール配信サービス委託について、木造住宅簡易耐震診断業務委託について、(仮称)小金井市立図書館中長期計画策定事業委託についての合計15件となっております。

続きまして、本日、令和3年度第2回情報公開・個人情報保護審議会における報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが追加分を含め15件、届出変更に関するものが9件、届出廃止に関するものが14件となります。

次に、諮問事項について。今回諮問いたしますのは、1、個人情報保護条例第8条に基づく地域振興券発行・発送に係る要配慮個人情報の保有等について。2、個人情報保護条例第11条に基づく、地域振興券発行・発送に係る個人情報の本

人以外収集について。3、個人情報保護条例第12条に基づく、基幹系障害福祉システムに記録されている身体障害者手帳情報の目的外利用について。4、個人情報保護条例第14条に基づく、小金井市立学校における携帯型情報端末について。5、個人情報保護条例第15条に基づく、小金井市立学校における携帯型情報端末のオンライン統合について、介護職員初任者研修指定申請及び実績報告のオンライン統合について。6、個人情報保護条例第27条に基づく、訪問型サービス市事業委託及び通所型サービス市事業委託について、男性のための介護者サポーター養成講座委託について、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務委託、新型コロナウイルスワクチン接種に係る入浴等事務委託についての追加分を含めた、合計10件となっております。

細部につきましては、事務局を通して説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

**【仮野会長】**

ありがとうございました。

**【事務局】**

よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

市長については、これから予定がありますので、退室させていただきます。

**【仮野会長】**

はい、分かりました。

**【市長】**

皆さん、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**【仮野会長】**

はい。失礼します。

それでは、審議に入ります。その前に事務局から説明を受けたいと思います。今日の時間配分などを含めてよろしくお願い致します。

**【事務局】**

個人情報の保有状況の届出についても、あわせて御説明いたします。それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。

資料1ページを御覧ください。今回の届出は、追加分も含めまして、開始15件、変更9件、廃止14件でございます。なお、追加分は、現行からの廃止1件、変更1件でございます。2ページは明細となっております。3ページから4ペー

ジはその内訳で、備考欄にある案件番号は、本日の順序の番号でございます。なお、諮問のみの案件もございますので、順序につきましては目次を御覧ください。

また、今回は審議案件が非常に多くあります上に、感染症対策の一環として、なるべく出席者同士の接触機会を少なくすることから、案件の進行につきましては、市の組織順に各課の案件を御審議いただく形で進行を行わせていただきたいこと、また、8時終了をめどとさせていただきたくよろしく願いいたします。

なお、今回は委員の皆様より事前に質問等をいただいた案件がありまして、そちらの質疑回答についてまとめた資料をお手元に配付しておりますので、そちらも御覧ください。

以上です。

**【仮野会長】**

午後8時という時間が限られておりますので、ひとつ皆様、審議に御協力のほうをお願いします。それでは、早速始めましょう。

**【事務局】**

それでは、案件1、6ページを御覧ください。案件1「各業務廃止届について」を報告させていただきます。

「個人情報保有等廃止届出内訳」を御覧ください。3つの課の案件をまとめて報告させていただきます。廃止の理由としては、それぞれ記載のとおりです。これらはそれぞれ廃止の年月日をもって収集等を終了し、保存年限経過後に記載の廃棄方法によって処分を行うものでございます。

介護福祉課の廃棄方法については、案件11で説明させていただく新様式に移行するため、旧様式としての収集を廃止するもので、新規届出の事業ごとに保管し、新様式に準じて利用終了まで保管することとなっております。

説明は以上です。

**【仮野会長】**

今、1点、新方式が採用されるということですが、どこですか。

**【事務局】**

案件11になります。案件11で、名称を変え、対象者を変えて、新しい事業として登録しますので、そのまま今持っているものを持ち続けるということでございます。

**【仮野会長】**

ありがとうございました。皆さん、何か御質問ありましたら、どうぞ。

特にないようですので、これは承認とすることといたします。次の案件をお願い

いします。

**【事務局】**

案件2です。8ページを御覧ください。案件2、こがねい事業特別支援金について、経済課の案件でございます。概要は記載のとおりとなっております。9ページを御覧ください。届出番号14-187「こがねい事業特別支援金支給申請書兼請求書」でございます。個人情報の内容は10ページに記載してあるとおりです。

説明につきましては以上です。

**【仮野会長】**

コロナのための支援事業ですね。御質問、どなたか。ないでしょうか。それでは、承認いたします。次お願いします。

**【事務局】**

次、11ページを御覧ください。案件3、医療的ケア児に関する実態調査について、自立生活支援課の案件でございます。概要につきましては記載のとおりとなっております。12ページを御覧ください。届出番号28-251「アンケート調査票」でございます。個人情報の内容は記載のとおりです。13ページから15ページにかけて、参考として、使用いたしますアンケート調査票をおつけしております。

説明につきましては以上です。

**【仮野会長】**

これは非常にセンシティブなテーマではあるのだが。特に御質問ありますか。特にないようですので、了承いたします。次。

**【事務局】**

それでは、16ページを御覧ください。案件4、市営住宅高齢者住宅に係る申請書等について、まちづくり推進課の案件でございます。概要は記載のとおりです。17ページを御覧ください。届出番号08-18「収入申告書」が市営住宅分、次のページが届出番号14-378、「収入申告書」高齢者住宅分となっております。個人情報の変更内容は記載のとおりです。参考として、19ページに様式をおつけしております。市営住宅と高齢者住宅につきましては根拠となる法令及び対象者が異なりますが、確認する内容は同じですので、同一の申告書を使用しております。

20ページを御覧ください。今回新たに届け出ることとなった届出番号43-61「高齢者住宅同居者異動届・氏名変更届」でございます。個人情報の内容は



記載のとおりで、参考として、使用する様式を21ページにおつけしてごさいます。

説明については、以上です。

**【仮野会長】**

ちょっと慌ただしいんですけど、これについても、何か質問がありますか。市営住宅などのあるいは高齢者住宅の様々な申告書。

特にないようですので、了承いたします。では、次に進みましょう。

**【事務局】**

それでは、23ページを御覧ください。案件5、小金井市公共交通事業者継続支援事業について、交通対策課の案件です。概要については記載のとおりとなっております。24ページを御覧ください。届出番号44-03「小金井市公共交通事業者継続支援金交付申請書兼請求書」でございませう。個人情報の変更内容は記載のとおりです。参考として、25ページから26ページに様式、27ページから30ページに要綱をおつけしてございませう。

以上です。

**【仮野会長】**

これもコロナで仕事が減った人たち、支援事業。特にいかがでしょう。でも、やむを得ない。

質問がないようですので、承認いたします。次に参りませう。

**【事務局】**

31ページを御覧ください。案件6、奨学資金制度について、庶務課の案件でございませう。概要は記載のとおりです。32ページを御覧ください。届出番号30-1「奨学生出願書」でございませう。変更内容は33ページに記載してあるとおりでございませう。変更後の様式を参考として34ページから35ページにおつけしてございませう。

次に、36ページ、届出番号30-2「学校長推薦書」でございませう。変更内容は37ページに記載してあるとおりでございませう。なお、事前の質問にあった学力総合判定を削除した理由については、回答にあるとおり、成績証明書により客観的に判断をしているため、推薦調査による主観的な判断を要しないことからございませう。38ページには変更後の様式を参考としておつけしてございませう。

以上です。

**【仮野会長】**

よろしいでしょうか。特に質問はないでしょうか。

特に質問もないようですので、承認いたします。次は案件7。

**【事務局】**

それでは、39ページを御覧ください。案件7、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会観覧者等募集関連様式について、生涯学習課の案件でございます。概要については記載のとおりです。40ページを御覧ください。届出番号33-74「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会観覧者等募集関連様式」でございます。個人情報の内容は記載のとおりです。41ページに参考として実際に市報5月15日号に掲載した募集内容をおつけしてございます。

説明につきましては以上です。

**【仮野会長】**

これについては事前の質問が来ているんですね。

**【事務局】**

はい。

**【仮野会長】**

本多さん、寺島さん、中澤さん。

**【事務局】**

本多委員だけです。

**【仮野会長】**

そうか。ごめんなさい。僕ちょっと違うところ見てた。本多さんだけです。間違えた。ごめんなさい。

**【仮野会長】**

失礼しました。寺島さんと中澤さん、ごめんなさい。間違えました。オンラインから。なお書きについて。どうぞ。

**【本多委員】**

ここで担当課からの回答内容と書いてあるとおり、私も個人情報に直接関係ないことじゃないかということで、必要ないのではないかということで、事前に質問させていただきました。

**【仮野会長】**

なるほど。削除する。これでいいんじゃないですか。分かりました。

**【多田委員】**

追加で質問なのですけれども、首都圏を中心とする会場が無観客になったということで、33-74自体の届出を取り下げるということで了解していいのかと

いうのと、5月19日から業務を開始していて、何件かは個人情報が集まっていると思うんですが、もう無観客になったんですから、そういった個人情報を即時廃棄というようなことは考えているのかどうか。

**【仮野会長】**

なるほど。その変化があったか。

**【事務局】**

先ほど、私も気になりまして、担当課に確認をしたところ、募集だけはしてしまっていて、無観客ですとか聖火リレーをやらないというような決定も直近になって行われております。ですので、募集だけは行ってしまいましたので、それは、個人情報の保有の届出はさせていただきたいということになっております。それと、また、一部形を変えて実施した部分もございますので、一応、こちらとしてもまだ保有している状態であるということです。

以上です。

**【仮野会長】**

そういうドタバタ的に事情が変わっているの、いろいろと問題が出てきているんでしょうね。いいですか。どうぞ。

**【多田委員】**

取りあえず、即時で消去するわけじゃなくて、1年たってから溶解なりで。

**【事務局】**

はい。その予定となっております。

**【仮野会長】**

じゃあ、この問題はいろいろと大変でしょうが、頑張り切ってもらうしかない、これは承認いたします。では、次に参りましょう。

**【事務局】**

42ページを御覧ください。案件8、予防接種再接種費用助成金交付事業について、健康課の案件でございます。概要については記載のとおりです。43ページを御覧ください。届出番号41-564「予防接種再接種費用助成金交付事業に係る様式一式」でございます。個人情報の内容は記載のとおりです。44ページから46ページに参考として様式、47ページから49ページに関連する要綱をおつけしてございます。

説明は以上です。

**【仮野会長】**

これについて質問ございますか。どなたか。

ないようですので、承認いたします。次に移りましょう。

**【事務局】**

それでは、50ページを御覧ください。案件9委員会及び説明会等における傍聴受付記入表について、学務課の案件でございます。概要については記載のとおりです。51ページを御覧ください。届出番号31-54「小金井みんなの給食委員会傍聴受付記入表」でございます。53ページを御覧ください。学校給食調理業務に係る説明会等参加者受付記入表でございます。どちらも個人情報の内容は記載のとおりです。52ページと54ページに、参考として、それぞれに関する様式をおつけしております。

説明は以上です。

**【井口委員】**

よろしいですか。

**【仮野会長】**

どうぞ。

**【井口委員】**

これまで傍聴者の個人情報は保存していなかったということですが、今、52ページとか54ページにこういう記入表があって、備考のところにもコロナ以外は使用しないとあるんですが、保存年限が1か月なので、その旨は記載しておいたほうがよりコロナ対策なんだなという認識をするんじゃないかな。備考にちょっと「なお」とか、なお書きでも、1か月間としますみたいな記載をしたほうが親切じゃないかなと思いました。

**【事務局】**

全庁的に同じようなものを使用しておりますので、担当課とまた話をしてみたいと思います。ありがとうございます。

**【仮野会長】**

どうぞ。

**【松行委員】**

傍聴受付の個人情報の内容は氏名と電話番号だけなのですか。

**【事務局】**

はい。

**【松行委員】**

これは、住所はなぜ入れないのでしょうか。

**【事務局】**

何かありましたら、例えば、感染者がこの中にいたとかそういったときに連絡を取ればいいものなので、電話番号だけで。

【松行委員】

電話番号だけで住所はなしということですね。

【事務局】

住所は、はい。

【仮野会長】

なるほど。電話番号があれば、取りあえずは連絡がつくからね。

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、次のテーマに移りましょう。

【事務局】

では、55ページを御覧ください。案件10、事故報告について、介護福祉課の案件でございます。概要については記載のとおりとなっております。56ページを御覧ください。届出番号27-46「事故報告書」でございます。個人情報の変更は57ページに記載しております。58ページから59ページには変更後の様式を参考資料としておつけしてございます。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

厚生労働省の標準書式を示されたため、それに合わせてこういうことをやるということですね。

【松行委員】

質問。

【仮野会長】

どうぞ。

【松行委員】

57ページの右の上の表なのですけれども、9、10、11、12というのは新規に追加しているわけですね。ということは、これは死亡に至ったときの場合の情報ですよね。それは今まで死亡事件がなかったということですか。これを付け加えたという理由は、どういう理由でしょうか。

【事務局】

死亡に至った事件がなかったということではなくて、必ず書かなければいけない58ページ、59ページのような様式として欄がなかったということになっておりまして、様々な事業所から死亡に至ったというような報告はあったとしても、今までこのように全て求めていたということではなかったということです。

**【仮野会長】**

死亡事故がなかったんですか。

**【事務局】**

私は元介護福祉課におりましたが、死亡事故がないということはないです。

**【仮野会長】**

でしょう。

**【事務局】**

様々、死に至る場合がありますので、そういった場合は、事業所から報告がありますが、このように必ず認知症の生活自立度までは書いていなかったりしましたので、今度はきっちりと書くような様式が定められたということです。

**【仮野会長】**

そういうことですね。なるほど。当然、こういうのはあって、しかるべきです。残したほうがいいよね。よろしいですか。

**【松行委員】**

はい、結構です。

**【仮野会長】**

それでは、次に移ります。

**【事務局】**

60ページになります。60ページを御覧ください。高齢者救急通報システム・高齢者住宅火災通報システムについて、引き続き介護福祉課の案件でございます。概要については記載のとおりとなっております。61ページを御覧ください。届出番号27-131「小金井市高齢者救急直接通報システム事業に係る簿冊一式」の保有開始届出でございます。個人情報の内容は62ページから63ページに記載してございます。また、参考となる様式を64ページから75ページにおつけしてございます。

76ページを御覧ください。届出番号27-132「小金井市高齢者救急代理通報システム事業に係る簿冊一式」でございます。個人情報の内容は77ページに記載してございます。こちらの参考となる様式は78ページから82ページにおつけしてございます。

83ページを御覧ください。届出番号27-133「小金井市高齢者救急代理通報システム事業に係る簿冊一式」でございます。個人情報の内容は83ページから84ページに記載してございます。こちらの参考となる様式は85ページから98ページにおつけしてございます。

なお、本件についての質問が寺島委員と中澤委員からありましたので、回答をお示ししておりますので、御確認願います。

説明につきましては以上です。

**【仮野会長】**

まず、寺島さんに関しては、こういう回答が来ていますけれども、いかがでしょうか。

**【寺島委員】**

承認するに当たって確認したかったことなので、御回答で結構です。ありがとうございます。

**【仮野会長】**

そうですか。中澤さんは。

**【中澤委員】**

回答の御説明で納得しているのですがけれども、実際、私の3軒向こうの独居老人で亡くなった方がいたので、かなり現実的な問題なので、しっかり認識して欲しいという観点で一応聞きました。

**【仮野会長】**

これがいつ自分に関わってくるか。いいですか。

**【事務局】**

はい。ありがとうございます。

**【仮野会長】**

では、この事前質問への回答も含めて結構ですという返事でしたので、承認いたします。では、次に参りましょう。

**【事務局】**

99ページを御覧ください。案件の12、介護保険要介護認定業務について、引き続き、介護福祉課の案件でございます。内容については記載のとおりとなっております。100ページを御覧ください。届出番号27-7「介護保険（要介護認定・要支援認定・認定取消）申請書（要介護状態等の審査判定依頼書含む）」の変更届出でございます。個人情報の変更内容は記載のとおりです。変更後の様式を参考として101ページにおつけしてございます。また、参考として、国からの通知等を102ページから105ページにおつけしてございます。

以上です。

**【仮野会長】**

いかがでしょうか。質問は特にないようですので、次に移りましょう。

**【事務局】**

それでは、106ページを御覧ください。案件13、訪問型・通所型サービスC事業について、こちらも介護福祉課の案件でございます。この案件以降は諮問を含む案件となっております。概要は記載のとおりとなっております。107ページを御覧ください。届出番号27-130「訪問型及び通所型サービスC利用申請書」の保有開始届出でございます。また、これに伴う委託業務に対する諮問書は108ページのとおりとなっております。取り扱う個人情報については、109ページにおつけしております。委託内容の詳細は110ページから116ページにおつけしております。また、個人情報取扱い特記事項を共通資料として182ページから186ページにおつけしております。

説明については以上です。

**【仮野会長】**

質問ございますか。それでは、ないようですので、承認いたします。次に移りましょう。

**【事務局】**

それでは、117ページを御覧ください。案件の14、小金井市立学校における携帯型情報端末について、指導室の案件でございます。概要については記載のとおりです。118ページを御覧ください。届出番号32-79「小金井市立学校における携帯型情報端末の変更の届出」でございます。個人情報の変更内容は、健康状態と出欠席情報を追加します。あわせて、オンライン結合での電算処理でも追加した個人情報を取り扱いますので、119ページ及び120ページのとおり諮問を行います。本件の個人情報のセキュリティー対策等につきましては、121ページに資料をおつけしてございます。

説明については以上です。

**【仮野会長】**

1点だけ、私、質問ですけれども、119ページにオンライン結合する個人情報の項目、健康状態、出欠席情報とあるんだけど、特に健康状態などを聞く必要があるのかなと。どういうことだろう。

**【事務局】**

これはオンライン結合の目的のところにありますが、出欠席等の連絡のためということで、例えば、熱があつて欠席しますとかそういった健康状態であるというふうに考えております。

**【仮野会長】**



そういうことか。なるほど。全員が持つわけだよな。すごいね。ほかに何か。どうぞ。

**【井口委員】**

私もこのシステム自体あまりよく知らなかったのですが、各家庭のW i - F i 環境があるということを前提にしているのかなという点と、それから、サーバーへのアクセス、各家庭がデータをダウンロードできるかどうか。もしした場合に、個人情報の管理、自分自身のデータはともかくとして、もしかしたら、クラスのほかのメンバーのデータもダウンロードできるのであれば、その管理というのはどういうふうにしているのかということ、2点教えてください。

**【事務局】**

1点目のW i - F i が前提かというお話ですけれども、W i - F i は家庭のものを使う児童と、それから、貸出しのものがあって、それを借りられる児童もいるようでした。家庭の事情により対応できるように教育委員会で取り計らっていきたいという状況になっていると思います。

**【井口委員】**

貸出の場合は、機器の利用料金というか、通信料というか、それは……。

**【事務局】**

無料だったと思います。

**【井口委員】**

無料ですか。

**【事務局】**

はい。無料で貸出しをしているようでした。

それから、データのダウンロードに関して、ちょっと細かいところまでこちらは把握しておりませんので、後日お答えをしたいと思います。

**【仮野会長】**

いいですか。

**【井口委員】**

はい。

**【仮野会長】**

ほかに質問ございませんか。では、ないようですので、承認いたします。

**【事務局】**

では、122ページを御覧ください。案件15、東京共同電子申請届出サービスオンラインシステムについて、介護福祉課の案件でございます。概要について

は記載のとおりとなっております。本手続は事務の簡略化及び効率化を図ることを目的とし実施されるものであり、オンライン結合に関する諮問内容となります。諮問内容につきましては125ページ、諮問番号23号「介護職員初任者研修指定申請及び実績報告事務」のとおりです。あわせて、「東京都介護職員養成研修事業終了者名簿」の様式変更がありましたので、変更届出も行います。

123ページを御覧ください。届出番号27-119「小金井市介護職員初任者研修実施事業に係る簿冊一式」中の「東京都介護職員養成研修事業終了者名簿」です。変更内容は住所の項目の削除です。変更後の様式を参考として124ページにおつけしてございます。また、オンライン手続の流れを127ページ、オンラインの報告で使用している様式等を128ページから137ページにおつけしております。また、オンライン結合に伴うセキュリティ対策に関する事項を139ページから150ページにおつけしております。

説明は以上です。

**【仮野会長】**

特に質問はないですか、皆さん。介護職員も大変だな。

それでは、次に移りましょう。

**【事務局】**

では、案件16、151ページを御覧ください。男性のための介護者サポーター養成講座について、介護福祉課の案件でございます。概要については記載のとおりです。152ページを御覧ください。届出番号27-134「男性のための介護サポーター養成講座受講者名簿」です。取り扱う個人情報記載のとおりで、参考として、様式を153ページにおつけしてございます。

また、本事業は委託により実施するため、委託事業について諮問いたします。委託の内容は154ページ、諮問番号24号、「委託に係る諮問事項」のとおりでございます。委託内容の仕様書を155ページから156ページに参考としておつけしてございます。また、個人情報取扱い特記事項につきましては、共通資料として182ページから186ページにおつけしてございます。

以上です。

**【仮野会長】**

サポーターがされる側。介護サポーターで、サポートをされる側。質問はありませんか。こういうもの。これはいい試みだよな。

では、特にないようですので、承認といたします。次に参りましょう。

**【事務局】**

では、157ページを御覧ください。案件17、基幹系障害福祉システムの目的外利用について、経済課の案件でございます。概要については記載のとおりとなっております。個人情報の目的外利用について、160ページ、諮問番号27号のとおり諮問します。また、本件の取扱い情報が本人同意がない要配慮個人情報であるため、158ページ、諮問番号25号、要配慮個人情報の保有等に係る諮問、159ページ、諮問番号26号、本人以外のものからの収集に係る諮問を同時に行います。

以上です。

**【仮野会長】**

特に御質問ないでしょうか。

**【松行委員】**

質問。

**【仮野会長】**

どうぞ。

**【松行委員】**

最後の個人情報の目的外利用ということなのですが、それは、視覚に障害のある方に対して送付物の内容が分かるように点字を記したシールを貼るということ自体は個人情報の目的外利用だということなのですか。その方が結局視覚に障害があるということが分かるというそのことを言っているのですか。

**【事務局】**

本来、市役所では目的に沿って情報を収集させていただいてはいますが、視覚障害の方に関しては、障害福祉サービスを受けるために市に情報をお預けになっているわけです。ですけれども、今回に関しては、地域振興券を送るために利用したいということで、そもそもの目的とは違うところで利用させていただきたいという諮問になっております。

**【松行委員】**

はい、分かりました。

**【仮野会長】**

ほかにはないようですね。それでは、承認いたします。次は18。

**【事務局】**

18になります。161ページを御覧ください。案件の18、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業について、地域福祉課の案件でございます。概要については記載のとおりです。162ページを御覧ください。届出番

号17-568、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業に係る様式一式でございます。取扱う個人情報については、163ページのとおりです。委託の諮問内容は163ページ、諮問番号28号、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務委託に記載のとおりでございます。164ページには本業務で取り扱う個人情報の項目を記載してございます。

業務委託の内容については、165ページから181ページにおつけしております。なお、本業務委託につきましては7月1日開始となっておりますが、業務委託につきましては、本来、諮問の後に行うことが原則となっておりますが、生活困窮者への支援ということを考慮し、迅速に支給事務を開始する必要があり、平素と同様の業務を受託している社会福祉協議会が行うことが迅速に業務を遂行できると考え、業務を開始しております。委員の皆様には御理解のほどよろしく願います。

説明につきましては以上です。

#### 【仮野会長】

なるほど。事を急ぐこともあり。じゃあ、1日から、もう実施し始めたということですね。分かりました。

特にこれに関する質問。どなたかいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようです。それでは、承認としましょう。

#### 【事務局】

それでは、本日別途配付いたしました追加分を御覧ください。お手元にご覧いただけますでしょうか。追加分、新型コロナウイルス接種事業について、健康課の案件でございます。これに関してはちょっと長くなりますが、概要を読ませていただきます。

本件は7月12日、今週の月曜日、国からの通知を受けて、急遽、保有開始・変更届出と諮問を行うものです。新型コロナウイルス感染症予防接種証明書は、予防接種法施行規則附則第18条の2に基づいて、法定受託事務である新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事務の一手续として、市町村が住民に対して実施したワクチン接種の記録等について接種者からの申請に基づき、当該ワクチン接種を実施した市区町村において、海外渡航、その他の事情により接種証明書を求める者に対して発行し、交付するもので、これらの業務について委託をするものです。接種証明書を交付するに当たり旅券情報が必要となるため、個人情報の保有の変更届出を行います。

追加分の2ページを御覧ください。届出番号41-562、ワクチン接種記録

システムの変更の届出でございます。追加分の3ページを御覧ください。届出番号41-565「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付申請書」でございます。個人情報の内容は追加分の4ページに記載してございます。証明書交付申請書の様式を追加分5ページに参考としておつけしております。

追加分6ページを御覧ください。諮問番号29号、新型コロナウイルスワクチン接種等入力事務委託でございます。諮問内容は記載のとおりで、委託内容の参考資料として委託仕様書を7ページから10ページにおつけしております。また、接種証明書に関する国からの通知等を10ページから11ページに参考としておつけしております。

説明につきましては以上です。

**【仮野会長】**

これは急ぎ、追加として入ってきたものですね。これは必要だよな。接種証明書。これに関して。どうぞ。

**【松行委員】**

この追加分の文章を読むと、これは国として一貫したシステムでやるというのではなくて、各地方自治体がそれぞれ独自の証明書を出すということですか。

**【事務局】**

今、担当職員が来ておりますので、少々お待ちください。今、参ります。呼ぶのが遅れました。お時間取らせてすみません。

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

新型コロナウイルス感染症対策担当課長です。

接種証明については、7月26日に政令が改正されて、全国全ての自治体が証明業務をやることとなります。

以上です。

**【仮野会長】**

これワクチンパスポートというの？

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

そうです。通称ワクチンパスポートと言われているものです。

**【仮野会長】**

そういうことだよな。国の事業でしょう？ お金はどこから来るの？

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

お金は国が出します。予防接種事業自体、法定受託事務で、国の指示に基づいて市町村が実施主体となってやるということです。

**【仮野会長】**

なるほど。そうか。一種のパスポートだから、本来、国が出すものだよな。

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

はい。

**【松行委員】**

そうすると、費用は国が出して。

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

そうですね。今現在も新型コロナウイルスのワクチン事業は全額国が国費で出すということになっていて、この事業もそれに付随するものですので、現在の、もしこれが毎年続くような予防接種事業になった場合は、交付団体には持ち出しが出るとかいうことになってくるのかもしれないのですけれども、今年度の事業としては全額国の負担で行われるということです。

**【松行委員】**

そうすると、証明書の内容は各地方自治体で独自に作っていいということ？

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

様式は国が定めた統一的な様式で、記載の事項に、小金井市で接種したものは、いつのこういう予防接種の個別の番号がついているもので接種がされましたという、そんな証明のイメージです。

**【松行委員】**

そうですか。分かりました。

**【仮野会長】**

これは、今回この審議会に急いで出したのはどういう理由からなんですか、追加として出したのは。多分理由があると思うんですけども。

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

7月12日に政令のほうが公布されて、7月26日に施行ということで、7月26日には事務を開始しなければならないと。それで、委託の事業者のほうも、その流れの中で受託は可能とっていただいている事業者もありますので、委託事業としてやっていきたいという考えです。

**【仮野会長】**

そうか。ここにあるね、業務開始は7月26日。  
どうぞ。

**【町田委員】**

委託事業者の縛りはあるのですか。

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

委託事業者については、どこでなければならないということはないのですけれども、今、ワクチンの事務を行っている職員って、保健センターという国分寺に近いほうの施設にいます。コールセンター業務とか窓口業務について、前原暫定集会施設で業務を行っていますので、第2庁舎に来た方とかも前原暫定集会施設で証明が出せませんとかいう御案内であれば、それほど御不便をおかけせずに行けると思っていて、現在委託している事業の一環に追加して証明書の交付事務もやってもらう想定でおります。

**【仮野会長】**

どうぞ、中澤さん。

**【中澤委員】**

この用途というのは、主には海外に出かけるときなんか、パスポートのこと、旅券情報とあると思いますが、多分これって汎用性が、例えば国内のホテルとか、あるいは演奏会とかいうことで使われるケースが出てくるのではないかと。そのときに、例えばパスポートを持っていない人っていると思うのです。こういうときの運用というのはどうするのですか。

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

こちらのパスポート事業については、確かに国の想定では海外でこういったことを求められることが多いことを想定して、海外でも通用するようなパスポート、証明という形の事業にしていますけれども、国内での運用の中で、商業施設などでも使いたいという声も出ています。それで、接種をしていない方の差別にならないような指針を提示した上で、その運用については差別にならない範囲で商用運用も認めていく何らかの方針を出すのが国のほうで言っているものです。

**【中澤委員】**

これ、旅券情報というのは、当然持っていない人もいるから、必須条件としての情報が要求されることではないですね。

**【情報システム課長】**

国から示されているワクチンパスポートの関係のQ&Aを参照させていただきますと、今回の接種証明書につきましては、当面海外渡航のために発行すると、目的が限定されております。国内では、この証明書がなくても接種済証で接種の事実は確認できることになっています。接種証明書の活用につきましては、接種を受けない方への不当な差別につながらないようにすべきものであって、こういったものを国のほうで責任を持って努めてまいるということが、今、示されてい

る状況です。

以上です。

**【多田委員】**

ちょっと3点。

**【仮野会長】**

多田さん。

**【多田委員】**

これは委託事業者が国のVRSに直接コンタクトして受託するという形ですか。

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

そうですね。VRSを使って交付事務を行うこととなりますので、VRシステムのほうに委託事業者がアクセスをして、交付事務のほうは行うこととなります。

**【多田委員】**

あと、2点目は、2ページと3ページで、保存年限が常用と5年で変わっているのですが、これは両方とも常用とか、両方とも5年とかのほうがいいのではないかと思うんですけども、なぜ差を設けているのか。

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

2ページのほうはシステムの記録となりますので、こちらのほうは常用で継続的に保存がされていくこととなります。一方、3ページのほうは交付申請書でございますので、交付するという事実だけについては5年の保存年限で廃棄に回して支障が生じないという判断から、このような差をつけております。

**【多田委員】**

あと、3点目は6ページで、単年度委託ということが、主としては令和3年度中に小金井市民100%接種完了するということで単年度にしているのか、また、さらに最近はデルタ株とかが2回接種で効かないかもしれないとかいうときに、3回目とか4回目とかを打つということになった場合は単年度では間に合わないのではないかと思うので、そこら辺はどうですか。

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

現在、新型コロナワクチン事業は、接種事業自体は令和4年2月28日をもって終了というのが、国が示している接種事業のスキームになっております。当然、証明業務などはその後も引き続き生じますけれども、果たして委託するだけの分量がその後も残っていくかどうかというところは、接種事業が終わった後の事業の残務処理の状況に応じて、委託が必要なのか、市の直営でできるのかというこ



とを判断する場面が出てくるというふうに考えてございます。

**【多田委員】**

じゃ、その時点で民間事業者に委託するか、市で直営にするかを判断するということですね、来年の2月28日の時点で。

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

28日を過ぎて、3月31日までは……、そうですね。大体2月28日の周辺ぐらいのところで一旦委託事業者との契約を終了する場面が出てくると考えてございますので、そこでその後の委託についてどのようにするのか判断する場面が出てまいります。

**【仮野会長】**

いいですか。

どうぞ、中澤さん。

**【中澤委員】**

証明の交付申請書があるのですけれども、これは例えば、この証明書を紛失したりとか、再発行のこととか、そういうケースというのはないんでしょうか。

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

証明書については、基本的に証明を提出するということは想定していないので、一度の証明で見せれば、その証明の用が足りるという運用が考えられているところでございますけれども、いろいろな国の事情とかいったこともありますので、再発行を求められたときには再発行も行う用意はあるというところでございます。

**【中澤委員】**

紛失しても、またすぐ申請書を提出すれば発行してもらえるのですか？

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

そういうことにはなりません。

**【仮野会長】**

どうぞ。

**【井口委員】**

「海外渡航その他の事情により」とありますけれども、具体的に海外渡航の計画がない場合でも、申請すれば得られるのでしょうか。

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

そうですね。パスポートを提示するなど、海外渡航が具体的に想定されるものを見せるということが申請のときの要件になっているのですけれども、必ずしも

細かく予定がどこまで決まっているかとか、そういった詳細まで調査した上で交付、不交付を判断するものではございませんので、一定形式が整っていれば交付されるものと予定しております。

**【井口委員】**

その他の事情というのは、必ずしも具体的なものはないわけですね。ほぼ海外渡航に関するものということですね。

**【新型コロナウイルス感染症対策担当課長】**

はい。

**【仮野会長】**

いいですか、ほかには、質問。

今のところほかにはないようですので、以上で承認といたします。御苦労さまでした。

では、次に参りましょう。

**【総務課長】**

以上で全て案件については終了いたしました。

**【仮野会長】**

そうか。

**【総務課長】**

その他の報告があるので。

**【仮野会長】**

そうか。あとは個人情報保護法の部分。失礼しました。

それでは、次のテーマ、よろしくお願いします。

**【情報公関係長】**

皆様のほうには、こちら、令和3年改正個人情報保護法の施行準備についての資料を配付させていただきました。

**【仮野会長】**

この横書きの。

**【情報公関係長】**

こちらは7月8日に総務省と個人情報保護委員会による説明会で配付された資料です。

こちらはデジタル社会を形成するための関係法律の整備に関する法律、いわゆるデジタル社会形成整備法というのが今年の5月19日に公布されました。こちらの法律の第50条及び第51条に個人情報保護法の改正に関する条文がござ

いまして、こちらの6ページに記載されているとおり、従来、国の行政機関、独立行政法人、あと、地方公共団体、地方独立行政法人について、対象ごとに法律とか条令が分かれていたものを、個人情報保護法に一覧することを決定することとして、かつ、個人情報保護委員会が一元的に規律を解釈、運用するということとなりました。

これを受けまして、資料5にあるとおり、改正個人情報の規定は、小金井市を含む地方公共団体については、法律が公布された日から2年以内で政令で定める日、令和2年中にこちらの法律が施行されるという、許可を出すということになっております。

この法律の改正で市町村にどういう影響があるかということ、今まで市区町村でばらばらであった個人情報の定義や運用方法が統一されるということです。いわゆる2,000個問題というのがあるのですけれども、それを解消することを目的とされております。

では、具体的に法律が改正されて、個人情報保護条例がどの程度のことができるかというのは、国の、総務省や個人情報保護委員会がガイドラインで今後示すというふうにされております。そのガイドライン等政令については、令和4年春の公布を目指して検討を進めるとともに、法律の運用に関する解釈等に関するガイドライン等についても、段階的に今後国のほうから示すという通知を受けています。

いずれにしても、この審議会の運営方法についても大きく影響があることは考えられるのですけれども、今のところ、まだ今後ガイドラインとかを示しますよという、話は来ているのですけれども、具体的な内容は何も来ていない状況です。そういうことを受けまして、今後、審議会の皆様には情報が来次第、逐次情報を提供するとともに、場合によっては個人情報の条例改正とかがありますので、御意見を伺いたく、招集とかをお願いすることもあると思いますので、よろしくお願ひします。

説明については、簡単ですけれども、このようになっております。以上です。

#### 【仮野会長】

簡単に言うと、デジタル化を進める中で、個人情報保護に関わる条例が2,000個もあって、それがデジタル化にとってマイナスだという意識を中央政府が持っていて、それで一気にここは中央政府で一本化しようという話ですね、分かりやすく言うと。だけど、そこに無理があると僕は思っているんだけど、そういう大事な話ではあるんです。

今日は、まさにこういうことが行われております、皆さん、この問題について関心を持っていてください、いずれ当審議会でも議論するということだと思っておりますけれども。簡単に言うと、国はもう2,000個の個人情報保護条例は要らん、1本でいい、こういう話です。だけど、別の識者は、いやいや、それぞれの自治体に合った条例があつていいじゃないかという意見も根強くあるんです。それをどう考えるかが問題になるんですが。

小金井市が持っている個人情報保護条例及び情報公開条例は、いずれもいい内容のもので。全国レベルで見ても高いレベルのものばかりです。だけど、国が口を出し始めると、それがどんどん国の影響を受けるようなことになりかねないという危ない側面もある。一方で、あまりにも支離滅裂なところがあると、2,000個もあるというのはちょっと問題なところがあるんだけど、そこをどう考えるかというのは、国のレベルでの作業は、今始まりつつあるんだけど、一人一人が関心を持って、いざというときは我々審議会が国の方針はおかしいと異議申立てをすることが考えられる、そういうことですね。

これはもう、今日はこれぐらいの議論で、あと、何か。

**【情報公開係長】**

そうですね。現時点ではこれ以上の情報はないので。

**【仮野会長】**

そうですね。

特に今日欠席している白石さんはこの辺に詳しいから、また白石さんに一度講義してもらおうか。

時間が随分余っているような気がするんだけど。ちょっと急ぎ過ぎたんじゃない？ これで終わり？

**【情報公開係長】**

あと、ちょっと資料を追加でおつけしたのですが、参考として、毎年皆様におつけしている運用状況、ホームページでも御覧になることはできるのですが、一応完成しましたので、皆様のほうには御配付させていただいておりますので、参考としてお使いいただければと思います。

あと、次の日程なので、15日、10月ですね。

**【仮野会長】**

10月15日。

**【情報公開係長】**

10月15日と……。

【仮野会長】

今、木曜日という案が出ておりますが、皆さんいかかでしょうか、10月15日。14日か？

【情報公開係長】

14日でした。

【仮野会長】

ごめんなさい。10月14日木曜日。

【情報公開係長】

14日木曜日。

【仮野会長】

次回。

【情報公開係長】

大丈夫ですか。

【仮野会長】

いかがでしょう、皆さん。よろしいでしょうか。じゃ、14日でよろしいですね。

【情報公開係長】

そうですね。あと、今回、通常このままでいくと今日で任期が最後になりますので、今日が最後になる方もいらっしゃると思いますけれども、一応7月15日から委員の募集をかけておりまして、公募の方については、3回までは続けてできることになっておりますので、まだ3回やっていない方については、もしよろしければ応募していただければと思います。

【仮野会長】

今日のところでちょっと、時間が少し、8時前に終わったので、1点だけ僕が言いたいものだけでも、少し急ぎ過ぎた。我々の審議に誤りはなかったかな。ちょっと心配だけれども。

【総務課長】

もし後で質問等ございましたら、いただいております。先ほど1点お返すものがありましたので、そのほか、あのとき聞くのを忘れたというものがありましたら、また事務局のほうへお寄せください。

【仮野会長】

そうですね。慌てて議論して大丈夫かなと思っている部分がなきにしもあらずなので、僕ももう一回見直して。

【総務課長】

来週ぐらいまでにいただければまとめますので、お願いいたします。

【仮野会長】

早くコロナの問題を解決してください。

【総務部長】

小金井は今、頑張ってるので。

【総務課長】

去年から急な案件、急な案件というのがコロナでこればかりになっていて、大変煩雑で申し訳ございません。またあるかもしれませんが、よろしくお願  
いいたします。

【仮野会長】

今日はもう終わっていいの？

【総務課長】

大丈夫です。

【仮野会長】

そうですか。

本当に慌ただしい議論になりましたけれども、じっくり考える暇もないぐらい  
でした。皆様方に御協力いただき、随分早くに終わることができました。しかし、  
コロナ問題が片づいたら、もう少しじっくりと議論する時間を取っていきたく  
思います。今日は本当に、皆さんありがとうございました。

— 了 —